

第11 消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準

1 趣旨

令第32条の規定による消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関する特例は、この基準の定めるところによるものとする。

2 精神病院等に対する特例

精神障害者等のうち、重症患者（非常時において自ら避難することが困難な患者をいう。）を収容する病棟又は病室が存する階（精神障害者等の診療若しくはリハビリテーションを行っている病棟又は病室が存する階を除く。）については、次のとおり特例を適用することができるものとする。

(1) 消火器具

消火器具は、規則第6条第6項の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定に基づき算定した能力単位のもの各階のナースステーション等に集中して設置することができる。

(2) 屋内消火栓設備

ア 令第11条第3項第1号に定める屋内消火栓設備を設置する場合は同号イの規定にかかわらず、ナースステーションの出入口付近等に設置することができる。

イ 屋内消火栓箱の上部に設ける赤色の灯火は、規則第12条第1項第3号ロの規定にかかわらず、設けないことができる。

(3) スプリンクラー設備

ア スプリンクラーヘッドは、規則第13条の2第1項の規定にかかわらず、開放型のものとするすることができる。

イ スプリンクラーヘッドには、規則第13条の2第4項第1号ホの規定にかかわらず、いたずら防止のための防護具（散水能力及び均一散水を著しく妨げるものを除く。）を設けることができる。

ウ スプリンクラー設備には、規則第14条第1項第4号の規定にかかわらず、自動警報装置を設置しないことができる。

(4) 自動火災報知設備

ア 感知器は、いたずら防止のため天井面に火災の感知に支障のないように埋設し、又は感知器の下方に防護具を設けることができる。

イ 地区音響装置は、規則第24条第5号ロの規定にかかわらず、手動操作により鳴動させることができる。

(5) 避難器具

次のア及びイに該当する場合は、令第25条第1項の規定にかかわらず、避難

器具を設置しないことができる。

ア 避難に際して二方向避難路が確保されていること。

イ スプリンクラー設備及び自動火災報知設備が、令第12条及び第21条に定める技術上の基準（前(3)及び(4)の特例を含む。）に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

(6) 誘導灯

避難口誘導灯及び通路誘導灯には、いたずら防止のための防護具（視認性を著しく妨げるものを除く。）を設けることができる。

3 出火危険の著しく少ない防火対象物又はその部分に対する特例

不燃材料（建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られている防火対象物又はその部分で、出火の危険が著しく少ないと認められ、かつ、次の(1)から(7)までのいずれかに該当するものについては、令第11条第1項、第12条第1項、第19条第1項及び第2項、第20条第1項及び第2項、第21条第1項、第26条第1項、第28条の2第1項及び第29条第1項の規定にかかわらず、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、誘導灯、連結散水設備及び連結送水管を設置しないことができるものとする。

(1) 倉庫、塔屋部分等であって、不燃性の物件のみを収容するもの

(2) 浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で配水管、貯水池又は貯水槽を収容するもの

(3) 冷凍室又は冷蔵室で、室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしたもの又は自動温度調整装置を設けてあるもの

(4) 抄紙工場の抄紙作業所、サイダー、ビール、ジュース工場等の洗場又は充填作業場等

(5) 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納し、又は取り扱わないもの

(6) 室内プール又は室内スケート場の用途に供するもの（売店等の付属施設を除く）

(7) 金庫室等でその開口部に建基法令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）又はこれと同等以上のものを設けたもの

4 電気設備が設置されている部分に対する特例

発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、当該電気設備（ケーブルが多条布設されるものにあつては、延焼防止上有効な措置を施したものに限る。）が設置されている部分（人が常駐するものに限る。）に設置する不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備は規則第19条第6項第5号の規定にかかわら

ず、大型消火器又は移動式の特殊消火設備とすることができるものとする。

- (1) 密閉方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備であって、内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000KVA未満のもの
- (2) 密封方式のOF（Oil Filled）ケーブル油槽
- (3) 1,000KVA未満の容量の電気設備
- (4) 自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）又はキュービクル式日常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号）に適合する構造のキュービクルに収容されている電気設備
- (5) 発電機及び変圧器のうち冷却又は絶縁のための油類（自己消火性のものを除く。）を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの

5 仮設建築物に対する特例

屋内消火栓設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない仮設建築物（建築基準法第85条に規定するものに限る。）で消火器及び非常警報器具又は非常警報設備を設け、かつ、頻繁に巡回する等容易に火災を感知できる措置をしたときは、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

6 屋内消火栓設備に対する特例

- (1) 令第11条第1項に掲げる防火対象物又はその部分で次のアからカまでに掲げる部分に限り屋内消火栓設備を設置しないことができるものとする。
 - ア エレベーターの昇降路
 - イ 水平断面積2㎡未満のパイプシャフト等（各階で床打ちされているものを含む。）
 - ウ 直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所
 - エ 放射線源を貯蔵し、又は破棄する室
 - オ 金庫室、便所、浴室等
 - カ 当該部分のうち不燃材料で造られた部分で、電気設備、金属溶解設備等があり、放水による消火が困難と認められ、又は二次的危険の発生のおそれのある部分については、屋内消火栓設備を設置しないことができるものとする。
- (2) 令第11条第3項第2号に規定する屋内消火栓を防火対象物のロビー、ホール、ダンスフロア、リハビリ室、体育館、講堂、その他これらに類する部分に設置する場合で、可燃物の集積量が少なく、かつ、当該部分にホースを直線的に延長し有効に放水できるものにあつては、同号イ(1)又はロ(1)に規定する水平距離をそれぞれ20m以下又は30m以下とすることができるものとする。

7 パッケージ型消火設備に対する特例

令第11条第1項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、パッケージ型消火設備を次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場所に設置するときは、「パッケージ型消

火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」第3の規定にかかわらず、地階又は無窓階等にパッケージ型消火設備を設置することができるものとする。

(1) 次のア及びイに掲げる場所

ア 使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室及び通信機械室その他これらに類するものではないこと。

イ 二方向避難が確保されている、主要な避難口を容易に見通すことができる等、避難経路が明確であること。

(2) 居室等の各部分から常時出入りの用に供する廊下、通路及び屋外への出入口を容易に見通し識別でき及び避難することができるもので、かつ、居室等の各部分からの歩行距離が、避難階にあっては20m以下、避難階以外の階にあっては10m以下である場所

8 スプリンクラー設備に対する特例

(1) 令第12条第1項に掲げる防火対象物又はその部分に、スプリンクラー設備を設置するときは、6(1)アからカまでに掲げる部分に限り補助散水栓を設置しないことができるものとする。

(2) 令第12条第2項第2号ロに掲げる放水型ヘッド等を設置する防火対象物又はその部分のうち、次のア又はイのいずれかに該当するものについては、放水型ヘッド等その他のスプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。

ア 体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）、ロビー、会議場、通路その他これらに類する部分であって、次の(ア)から(ウ)に該当するもの

(ア) 当該部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材料（建基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）であること。

(イ) 当該部分において火気の使用がないこと。

(ウ) 当該部分に多量の可燃物が存しないこと。

イ 前ア(イ)及び(ウ)に該当するほか、床面積が概ね50㎡未満である部分

(3) 令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物のうち、次のアからエまでのすべてに該当するものについては、一般住宅の用途に供される部分に限りスプリンクラー設備を設置しないことができるものとする。

ア 主要構造部が、準耐火構造（建基法第2条第7号の2に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）であること。

イ 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が令第10条及び第21条の技術上の基準に従い設置されており、一般住宅の用途に供される部分の居室には規則第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。

ウ 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が令第23条の技術上の基準に従い設置されていること。

エ 一般住宅の用途に供される部分（階段、通路等の共有部分を除く。）の同一

階及び上階に一般住宅の用途に供される部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）が存しないこと。ただし、一般住宅の用途に供される部分と非住宅部分が同一階に存する場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができるできかつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設置されている場合はこの限りでない。

- (4) 押入れ又は物置（以下「押入れ等」という。）で、次のアからウまでのすべてに該当するものは、令第12条第2項第1号の規定にかかわらず、スプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。

ア 床面積が1㎡以下であること。

イ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料であること。

ウ スプリンクラーヘッドが押入れ等の出入口に面して次の(ア)から(ウ)までのいずれかにより設けられていること。

(ア) 押入れ等の各部分までの水平距離が令第12条第2項第2号イの表に定める距離となる位置に閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）が設けられていること。

(イ) 押入れ等の各部分までの水平距離が2.6m以下となる位置に小区画型ヘッドが設けられていること。

(ウ) 押入れ等の各部分が、側壁型ヘッドを取り付ける面の水平方向の両側にそれぞれ1.8m以内、かつ、前方3.6m以内となる範囲に包含される位置に側壁型ヘッドが設けられていること。

9 自動火災報知設備に対する特例

- (1) 令第21条第1項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、次のアからクまでのいずれかに該当するものについては、令第21条第2項の規定にかかわらず、自動火災報知設備の感知器を設けないことができるものとする。

ア 恒温室、冷蔵室、冷凍室等で当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置を設けてあるもの

イ 押入れ等で、床面積1㎡以下のもの

ウ 準耐火建築物（建基法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物）の天井裏、小屋裏等で不燃材料の壁、天井及び床で区画されている部分

エ 耐火構造の壁で造られ、その開口部に防火戸又はこれらと同等以上のものを設けてあるパイプシャフト等で水平断面積1㎡以下のもの

オ 陶磁器の焼成、金属の溶解若しくは鋳造又は鍛造設備のある場所のうち、感知器により火災を有効に感知できない部分

カ 振動が著しく、感知器の機能の保持が困難な場所

キ 金属を著しく腐食するおそれのある場所

ク 庇等の部分で開放されており、可燃性物品等の存置がなく、軒先からの距離

が5 m未満の部分

- (2) 次のア又はイのすべてに該当するものは、令第21条第1項第3号の規定にかかわらず、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。ただし、令第21条第1項第1号に規定する用途が存するものを除く。

ア 延べ面積は、500 m²未満であること。

イ 令第21条第1項第3号イ又はロに規定する用途（以下「特定用途」という。）に供される部分が、次の(ア)から(ウ)すべてに適合すること。

(ア) 特定用途に供される部分の存する階は避難階（建基令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。）又はその直上階（特定用途として取扱われても不特定多数の者の出入りがない倉庫、更衣室等に限る。）であり、かつ、無窓階以外の階であること。

(イ) 避難階における特定用途に供される部分の床面積の合計は、150 m²未満であること。

(ウ) すべての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。

- (3) 避難階以外の階（1階及び2階を除くもの。）のすべてが次のいずれかに該当する場合は、政令第21条第1項第7号の規定にかかわらず、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。ただし、政令第21条第1項第1号に規定する用途が存するものを除く。

ア 居室以外の部分（機械室、倉庫等）であり、不特定多数の者の出入りがないこと。

イ 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であるが、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年6月5日付け50消導第55号の2。以下「55号の2通知」という。）1・(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分として取扱われていること。

ウ 一般住宅の用途に供される部分であるが、55号の2通知2・(2)により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取扱われていること。

10 消防機関へ通報する火災報知設備に対する特例

同一敷地内に存する複数の防火対象物（いずれも消防機関へ通報する火災報知設備（以下「火災通報装置」という。）の設置義務がある対象物）の主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）に当該火災通報装置の遠隔起動装置を設置する場合で、次の(1)から(4)までにより設ける場合は、別棟について火災通報装置が設置されているものとして取り扱うことができるものとする。

- (1) 火災通報装置本体及び別棟に設置される遠隔起動装置は、防災センター等（常時人がいる場所に限る。）に設置されていること。ただし、無人となることがある別棟に設置される遠隔起動装置については、多数の者の目にふれやすく、かつ、

火災に際し速やかに操作することができる箇所及び防災センター等（有人のときには人がいる場所に限る。）に設置することをもって代えることとすることができる。

- (2) 主たる棟と別棟の防災センター等相互間で同時に通話することのできる設備が設けられていること。
- (3) 火災時において、通報連絡、初期消火、避難誘導等所要の措置を講じることのできる体制が整備されていること。
- (4) 別棟は、規則第25条第3項第4号の規定に適合するものであること。

11 非常警報（放送）設備に対する特例

- (1) 令第24条第2項及び第3項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、放送設備の操作部等が設置されている小規模な管理事務室等において、次のア又はイのいずれかに該当するものは、令第24条第4項の規定にかかわらず、放送設備のスピーカーを設けないことができるものとする。
 - ア 操作部等にモニタースピーカーが設置されていること。
 - イ 当該放送区域（管理事務室等）の各部分から操作部等のモニタースピーカーまでの水平距離が10m以下であること。
- (2) 令第24条第2項及び第3項に掲げる防火対象物又はその部分で、見通しが良く、非常警報設備の音響装置を設けなくても、火災である旨の警報を有効に行えると認められるものについては、非常警報設備を設けないことができるものとする。

12 誘導灯及び誘導標識に対する特例

- (1) 規則第28条の3の規定にかかわらず、次のアからウまでのいずれかに該当するものについては、避難口誘導灯を設けないことができるものとする。
 - ア 防火対象物（地上1階又は2階建のものに限る。）の避難階で、当該防火対象物の窓から容易に避難できる避難口
 - イ 屋内から直接地上に通ずる出入口の附室の屋外に面する出入口のうち、当該附室から容易に外部を見通し、かつ、識別することができる主要な避難口
 - ウ 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物及び令別表第1(16)項の防火対象物で(5)項ロに掲げる用途に供される階のうち、次の(ア)及び(イ)に掲げる主要な避難口。ただし、不特定多数の者の避難経路となる部分及び11階以上の部分は除く。
 - (ア) 階段室及び廊下が開放式である直通階段の出入口
 - (イ) 居室内から直接主要な避難口となる出入口
 - エ 住宅の用に供される部分（令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物及び他の用途の避難経路となる部分を除く。）
- (2) 規則第28条の3の規定にかかわらず、次のアからイまでのいずれかに該当するものについては、通路誘導灯を設けないことができるものとする。

ア 自然採光が避難上十分な開放式の廊下等及び階段

イ 避難階にある廊下等の各部分から屋外を容易に見とおすことができ、かつ、容易に避難することができる開口部を有する廊下等

ウ 日の出から日没までの間のみ使用するもので採光が避難上十分である廊下等

エ 住宅の用に供される部分（令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物及び他の用途の避難経路となる部分を除く。）

(3) 規則第28条の3第4項第2号の規定にかかわらず、展示場、体育館等における一時的な催物に際し、特に暗さが要求され、誘導灯を直ちに点灯することが可能な防火管理体制が確保されている場合、誘導灯を消灯することができるものとする。

(4) 誘導標識は、規則第28条の3第5項の規定にかかわらず、防火対象物の居室及び居室からの避難口又は誘導灯の有効範囲及び避難階で、次のア及びイに該当するものについては、設置を要しないものとすることができる。

ア 屋内から容易に外部を見とおすことができる。

イ 避難口が容易に識別することができる。

13 排煙設備に対する特例

次のいずれかに該当する場合は、排煙口を設けないことができるものとする。

(1) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火設備で区画された部分で、当該部分の床面積が50㎡以下のもの

(2) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の特定防火設備で区画されたエレベーター機械室、空調機械室その他これらに類する室の用途に供されるもの

(3) 浴室、便所その他これらに類する場所

(4) 階段（消火活動拠点となる部分を除く。）、エスカレーターの部分

(5) エレベーターの昇降路、リネンシュート、配管スペース、ダクトスペースその他これらに類する部分

14 連結散水設備に対する特例

(1) 令第28条の2の規定にかかわらず、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号。以下「40号省令」という。）に規定する特定共同住宅等で、次のア及びイに該当するものについては、連結散水設備を設置しないことができるものとする。

ア 40号省令第2条第9号に定める開放型特定共同住宅等（以下「開放型特定共同住宅等」という。）又は同条第10号に定める二方向避難・開放型特定共同住宅等（以下「二方向避難・開放型特定共同住宅等」という。）であること。

イ 40号省令第2条第2号に定める住戸等のうち、同条第6号に定める開放型廊下（以下「開放型廊下」という。）又は同条第7号に定める開放型階段（以下「開放型階段」という。）に主たる出入口が面する住戸、共用室及び管理人室（以下「開放型廊下等に面する住戸等」という。）開放型廊下並びに開放型階段の部分を除く地階の床面積の合計が700㎡未満であること。

- (2) 令第28条の2の規定により連結散水設備を設置する場合において、開放型特定共同住宅等又は二方向避難・開放型特定共同住宅等における開放型廊下等に面する住戸等、開放型廊下及び開放型階段の部分については、規則第30条の2の規定にかかわらず、散水ヘッドを設置しないことができるものとする。

15 その他

- (1) この基準及び他の通知等に定めるもの以外で特例を適用する場合は消防長が認めるものとする。
- (2) 消防長は、特例（特例の内容が軽微なものとして別に定めるものを除く。）の適用を受けようとする者に対しては、別記様式1による消防用設備等の特例基準の適用願（以下「適用願」という。）に、必要に応じ当該防火対象物の図面等を添えて、提出させるものとする。ただし、特例の適用を建築物の確認申請と同時に受けようとする場合は、適用願を防火対象物工事計画届に添えて提出させるものとする。
- (3) 消防長は特例の適用を認めない場合にあつては、その理由を明らかにして願出人に通知するものとする。

別記様式1

年 月 日

江南市消防長 殿

願出人 住所

氏名

消防用設備等の特例基準の適用願

消防用設備等の設置について、消防法施行令第32条による特例の適用を次のとおり願ひ出ます。

なお、適用条件と相違するに至ったときは、消防法施行令に定める消防用設備等を設置いたします。

防火対象物	所在地			
	名称		用途	
	構造		延べ面積	
	工事区分	新築・増築・移設・改修・その他		
特例の適用を受ける消防用設備等				
特例の適用条件				

上記の適用願いについては、願ひ出のとおり承認する。
次の条件を付して

年 月 日

江南市消防長 印